

国際的なワークシェアリングのための情報ネットワーク基盤整備 ～優先権書類の電子的交換の対象国拡大～

平成20年 1月
特 許 庁

1. 問題の所在

出願人が海外へ出願をする際に、パリルート（ある国（第1国）で出願をした後、他国（第2国）に出願する際（12月以内）パリ条約に基づく優先権の主張をした場合、第2国での審査においても、第1国の出願日（優先日）に出願されたものとみなされる）はよく用いられているルートのひとつである（他には、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願がある）。

上記の如き出願は、同じ内容の出願を二国で審査することになるため、二国間で審査情報を共有することにより、双方の審査官のワークロードを低減することが可能である。近年では、「特許審査ハイウェイ」に代表されるように、第1国での審査結果を十分に活用して、第2国で審査を行うことにより、効率的に実体審査のワークロードを低減する施策等も推進されているところである。

このような審査実務における国際的なワークシェアリングを実現するため、出願から特許権を取得するまでの間に、二国間で共有すべき情報としては、以下の2種類がある。

・ 優先権書類

パリ条約に基づく優先権の主張をした者は、所定の期間内（最先の優先日から16月以内）に出願内容と書誌事項を記載した第1国への出願を証明する書面（優先権書類）を提出すべきことが特許法に規定されている（特許法第43条第2項、第3項）。優先権書類は、第1国での出願書類の謄本に相当するものであり、優先権主張の可否について判断するための証拠として用いられ、審査の基準日を判断する上で、非常に重要な書類である。

・ 審査結果情報

パリルートの場合、出願人は第1国に出願してから、12月の猶予期間を有効に使うため、その期限ぎりぎりに第2国に出願することが多く、通常は、第1国の特許庁の方が先に審査結果を出すケースが多い。そのため、第2国の特許庁が、第1国の特許庁の審査結果（途中経過を含め）を簡単に知ることができれば、審査実務の上で非常に重要な参考情報となる（前出の「特許審査ハイウェイ」参照）。

国際的なワークシェアリングを円滑に進めるためには、各国特許庁が保有する各種情

報を、他の特許庁が容易に取得できることが必要であるが、多くの特許庁の庁内システムにおいて、審査書類の100%電子化（イメージデータ化）が実現される中、近年の世界的な情報通信技術の発展に伴い、電子化された審査書類を他国の特許庁からも、電子的にアクセス可能な情報ネットワーク環境が整いつつある。

現在、日本国特許庁と各国特許庁の間で、実現されている情報ネットワーク基盤として、以下のものが挙げられる。

- ・優先権書類の電子的交換システム（TDA-PDXシステム）

従来は、出願人が第1国から入手した優先権書類を書面により提出することしか認められていなかったが、情報通信に関する暗号化の技術等の発展に伴い、未公開の優先権書類を安全に交換することが可能となり、現在、三極特許庁間、日韓特許庁間で、優先権書類を電子的に交換するシステムが実現されている。

外国の特許庁が発行する優先権書類を電子的に直接受理することにより、出願人の手続負担を軽減すると共に、受理した特許庁側も優先権書類のデータとして、そのままシステムに蓄積することができ、庁内で優先権書類を電子化する事務処理負担が軽減される（参考図1参照）。

- ・ドシエアクセスシステム

各国特許庁の審査結果を参照するため、審査の履歴情報と各種審査書類にアクセスするための情報ネットワーク基盤としては、日米欧三極特許庁間、日韓特許庁間で、すでにドシエアクセスシステムが整備され、利用されている（参考図2参照）。

- ・高度産業財産権ネットワーク（AIPN）

また、日本国特許庁からの審査結果の発信に関しては、高度産業財産権ネットワーク（AIPN）による外国特許庁向けサービスを開始しており、欧米、韓国以外の特許庁（2007年12月現在で30の国・機関）にも、公衆のインターネット回線を通じて、審査情報を提供可能である。すなわち、日本国特許庁からの審査情報の提供に関しては、国際的なネットワークがほぼ完備されている状況にある（参考図2参照）。

前述したように、優先権書類の電子的交換が可能なのは、現状では、三極特許庁間、日韓間のみであり、世界的に優先権書類の電子的交換を行う情報ネットワーク基盤が整備されていないことが残された問題となっている（参考図3参照）。

2．政策の方向性（優先権書類の電子的交換の対象国を拡大）

現在、日米欧三極特許庁・日韓特許庁間では、二国間でシステムを構築し、相互の信

頼関係に基づいて、未公開書類である優先権書類の電子的交換が安全に行われている。しかし、今後、優先権書類の電子的交換の対象を、世界各国の特許庁に拡大するにあたって、現在の二国間での優先権書類の電子的交換の枠組みのように、全ての特許庁と優先権書類交換のためのシステムをそれぞれ個別に構築し、信頼関係に基づいて未公開書類を交換することは現実的には困難である。

そこで、昨今 WIPO(世界知的所有権機関)を中心に、インターネットの技術を用いて、グローバルなネットワークを構築することにより、世界的な優先権書類の電子的交換を実現するためのアクセスサービスについて議論が進んでいる(優先権書類デジタルアクセスサービス(以下「DAS」という): 参考図4 参照)。

このDASは、既存の三極特許庁間や日韓特許庁間の二国間の優先権書類交換システムとは独立に併存させて運用するとともに、相互を連携させ、既存のインフラを有効活用して、優先権書類の交換対象国を拡大することを想定しており、DASの実現により、三極特許庁及びWIPOを拠点とした世界各国を結ぶグローバルネットワークの構築が可能となる。

このようなグローバルネットワークを用いれば、仮にある第1国からある第2国に対して、直接的に優先権書類データを送信できない場合(例えば、第1国に優先権書類を電子化する能力がない場合)においても、第2国は、ネットワークの拠点となる三極特許庁及びWIPOの何れかが(電子化して)保有する当該第1国の優先権書類データを用いて間接的に入手することが可能となる。

これにより、世界全体における出願人の手続の簡素化や手続費用の低減及び各国特許庁における事務処理負担の軽減が期待されるものであり、ネットワークの拠点たる我が国特許庁も、積極的にネットワークの整備を行っていく必要がある。

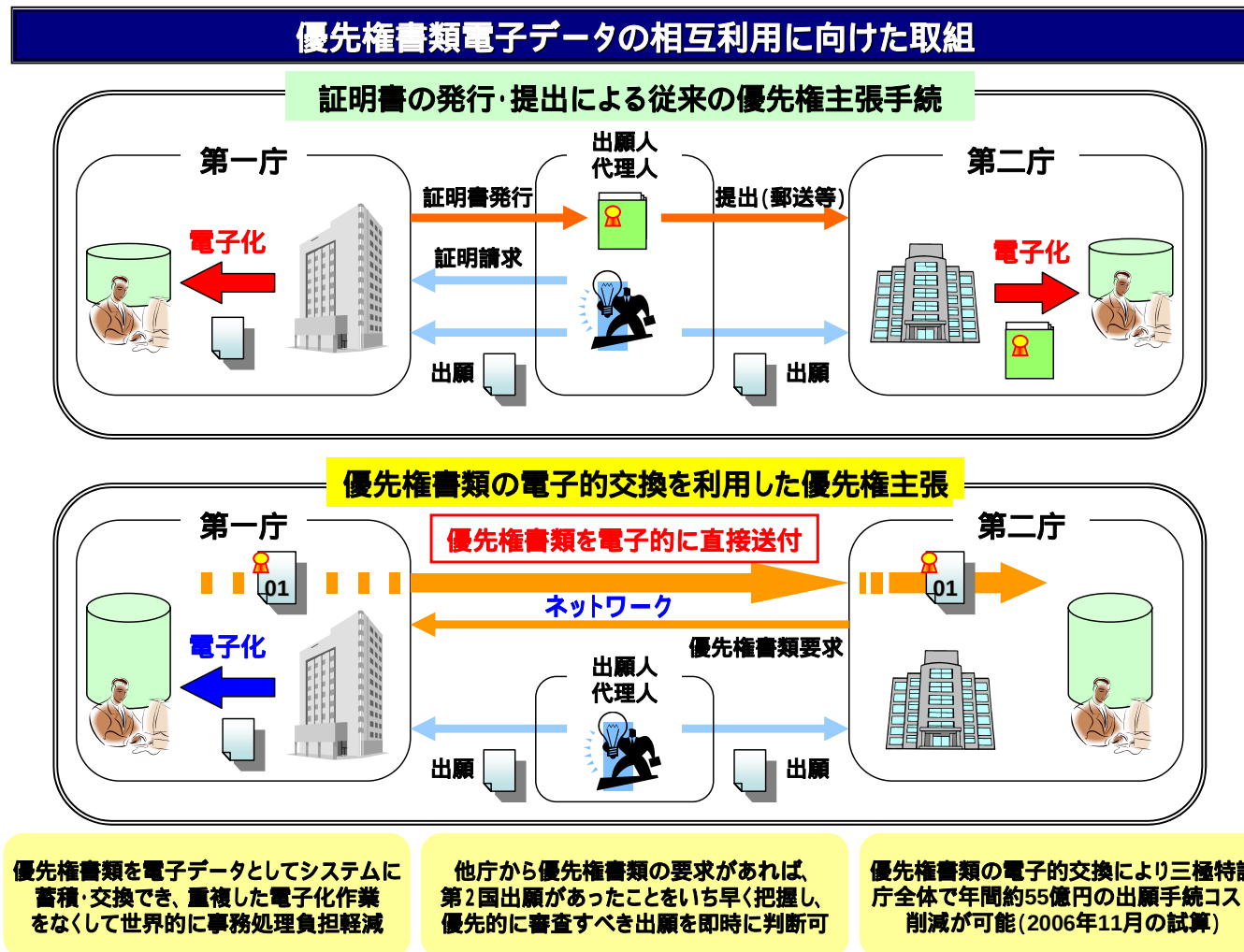
したがって、我が国特許庁は、電子出願制度の利用促進を加速化し、海外出願における出願人の利便性向上、コスト低減及び世界各国特許庁とのワークシェアリングを拡大する観点から、世界的な優先権書類デジタルアクセスサービスの実現に向けて、優先権書類の電子的交換の対象国の拡大を行っていく。

3. 制度改正内容

現行の特許法は、二国間の優先権書類交換システムを前提に、優先権書類の発行国と我が国特許庁の二国間の電子的交換を規定しており、他国の発行した優先権書類を保有している国や機関から、該他国の優先権書類を電子的に交換することは想定されていない。

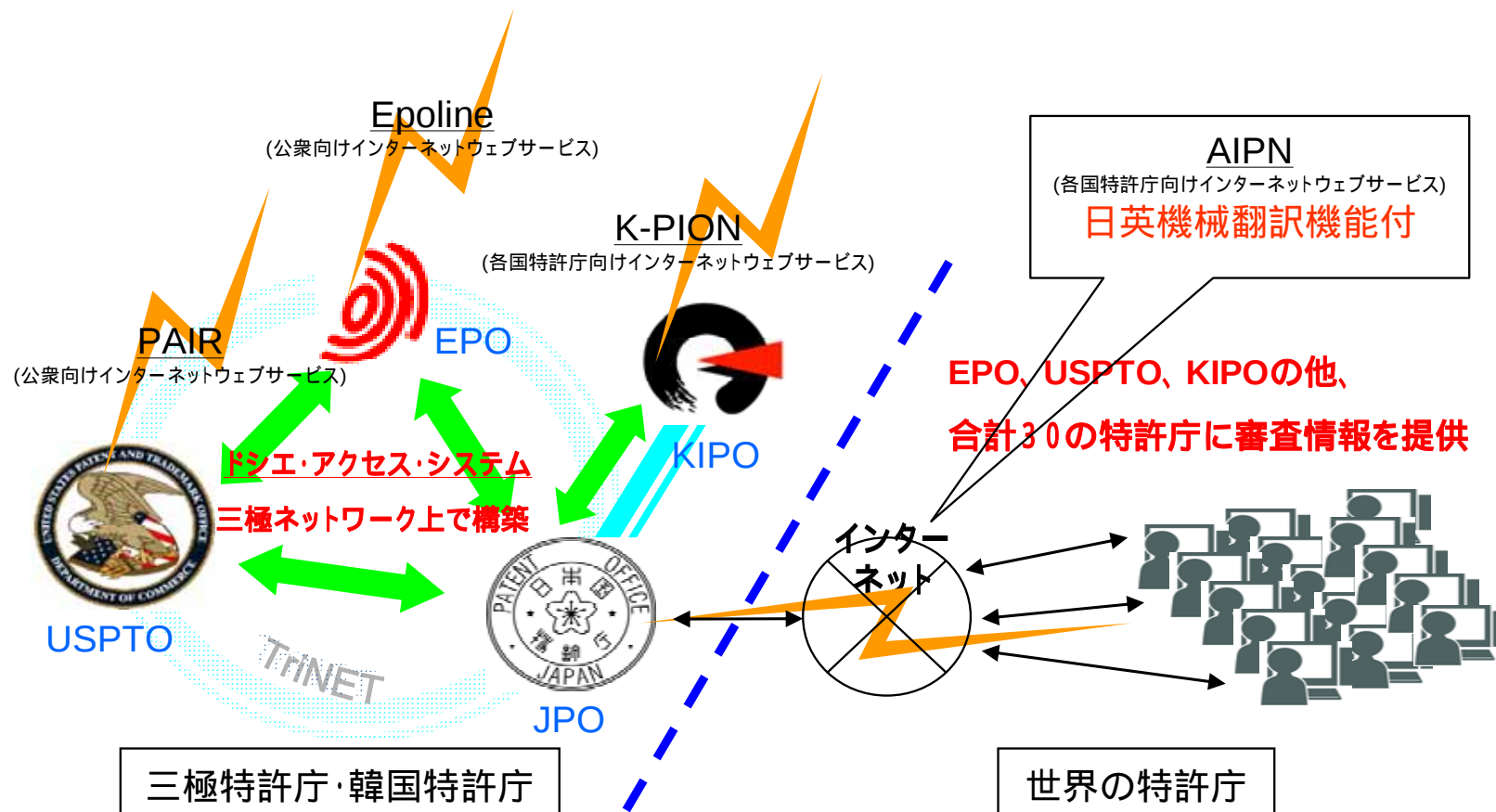
したがって、優先権書類を取得する対象を優先権書類の発行国のみでなく、優先権書類を電子的に保持していると出願人が宣言した国及び機関に拡大することとし、所要の制度改正を行う。

参考図 1



参考図2

日本国特許庁のドシエ・アクセス・システム (審査情報にアクセスするための基盤)



参考図 3

ワークシェアリングのための情報ネットワーク基盤の整備状況

	三極特許庁 日韓	その他 世界の特許庁
審査結果情報	ドシエアクセス システム	高度産業財産権 ネットワーク (AIPN)
優先権書類	二国間電子的交換 システム	未整備 DASを想定した法律の 改正が必要 現行法： 二国間の電子的交換を ベースにした法律体系

優先権書類デジタル
アクセスサービス
(DAS)

参考図4

優先権書類の電子的交換（現在は三極、日韓のみ）

